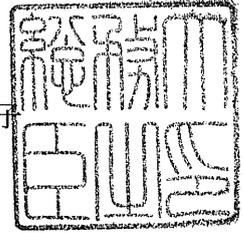




総政企第94号
平成30年4月20日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖 子



諮問第113号
中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その2）

標記の一環として、別紙のとおり申請があったところ、これらの承認の適否を判断するに当たり、基幹統計調査の実施については、統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項の規定に基づき、基幹統計調査の変更及び中止については、第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別紙

	文書番号	文書名	申請者	申請内容
別添1	平成30年4月5日付け総統経第49号20180330統第1号	「基幹統計調査の実施について（申請）」	総務大臣及び経済産業大臣	経済構造実態調査の実施
別添2	平成30年4月5日付け総統支第198号	「基幹統計調査の実施について（申請）」	総務大臣	経済センサス-基礎調査の実施
別添3	平成30年4月5日付け20180330統第3号	「基幹統計調査の変更について（申請）」	経済産業大臣	工業統計調査の変更
別添4	平成30年4月5日付け20180330統第2号	「基幹統計調査の中止について（申請）」	経済産業大臣	商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止